

福祉環境委員会
 (保健福祉局)
 平成 27 年 9 月 16 日

インフルエンザ予防接種の自己負担額改定について

季節性インフルエンザの予防接種につきまして、平成 27 年 10 月よりワクチンの種別が 3 価から 4 価へ変更され、価格が約 1,000 円から約 1,500 円に改定される予定です。これに伴い、被接種者の自己負担額につきましても、下記の通り引き上げることといたします。

記

1. 概要

- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種に自己負担額について、低所得者等()を除き、従来の 1,000 円 から 1,500 円 に改定する。

対 象 者		被接種者の 自己負担額
65 歳以上又は 60～64 歳で、 内部障害による身体障害者 手帳 1 級相当の者	低所得者等 以外	1,000 円(改定前) <u>1,500 円(改定後)</u>
	低所得者等	自己負担額なし

低所得者等とは、生活保護世帯及び市民税非課税世帯、中国残留邦人等支援給付制度受給者、神戸市が定めている高齢者施設入所者(集団的接種)、神戸市における公害被認定者

- ・ 小児インフルエンザ予防接種(1回目)の自己負担額を据え置くことができるよう、神戸市医師会への助成額を増額する。

小児インフルエンザ予防接種は、予防接種法対象外

2. 改定時期

平成 27 年 10 月 15 日(木) 予定